

information

お知らせ

委員募集

【①こがねいパレット実行委員】

市民の皆さんの企画・運営で講演会や展示等を行うこと、こがねいパレット実行委員を募集します。

■任期 4月～平成30年3月(10回程度開催)

■対市内在任・在勤・在学で平成29年4月3日現在18歳以上の方

【②かたらい編集委員】

男女が共にいきいきと暮らせる社会をめざして発行している、男女共同参画情報誌「かたらい」の企画・取材・原稿執筆等を行う市民編集委員を追加募集します。

■任期 5月～平成31年4月

■対市内在任・在勤・在学で平成29年5月1日現在18歳以上の方

■他▽作文は返却します▽選考基準・方法、開催回数等詳細はお問い合わせください

■4月3日～14日(必着)に、郵送、ファクスまたは直接、作文(800字以内・課題Ⅱ私の応募動機)・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記

し、企画政策課男女共同参画室へ

き役割について)・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、児童青少年課児童青少年係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階)

◇◇②共通◇◇

■謝礼および保育あり(1歳以上の未就学児)

■企画政策課男女共同参画室(〒184-8504住所不要)

■市役所本庁舎2階 ☎042-1387-9853 FAX 042-1387-1224

■Eメール ☎s010303@koganei-shi.jp

■空家等対策協議会委員

■空家等対策の推進のための具体的な取り組みについて、検討・審議します。

■2人(選考)

■任期 5月～平成31年4月(5回程度開催)

■4月28日(必着)までに、郵送、ファクスまたは直接、作文(千200字以内・課題Ⅱ空家等対策の推進のための具体的な取り組みについて)・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、地域安全課地域安全係(〒184-8504住所不要・市役所本庁舎1階)

【④児童館運営審議会委員】

児童館の運営に関する事項について答申および建議します。

■3人(選考)

■対市内在任・在勤・在学で、平成29年4月1日現在18歳以上の方

■任期 7月1日～平成31年6月30日

■4月24日(消印有効)までに、郵送、ファクスまたは直接、作文(800字以内・課題Ⅱ小金井市の児童館の特徴と子ども・子育て世代に果たすべ

き役割について)・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、児童青少年課児童青少年係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎4階)

結果) 市では、1月23日～2月21日に、同計画の案に対して、意見を募集しました。

◇◇③共通◇◇

■報酬 1万円(1回)

■他▽原則、他の附属機関の委員の方を除く▽作文は返却します▽選考基準・方法、開催回数等詳細はお問い合わせください

■第24期公民館企画実行委員追加募集(公民館東分館)

■1人(選考)

■対市内在任・在勤・在学の方

■任期 委嘱日～平成30年7月20日

■報酬 報酬規程による

■説明会 4月13日(木)午後2時から、公民館本館で

■選考方法 4月25日(火)午後2時から公民館本館の候補者調整会にて決定(応募者は必ず出席してください)

■4月19日午後5時までに、直接、公民館本館(☎042-1383-11184)へ

■健康課健康係(☎042-321-1240)

■公民館健康係(☎042-321-1240)

■公民館健康係(☎042-321-1240)

■公民館健康係(☎042-321-1240)

■公民館健康係(☎042-321-1240)

■公民館健康係(☎042-321-1240)

■公民館健康係(☎042-321-1240)

■公民館健康係(☎042-321-1240)

■公民館健康係(☎042-321-1240)

■公民館健康係(☎042-321-1240)

■公民館健康係(☎042-321-1240)

第3次食育推進計画

パブリックコメントの検討

市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■公開場所 保健センター、企画政策課(市役所本庁舎2階)、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)、おもな市内公共施設、市ホームページ

■意見数・人数 4件・2人

■公開場所 保健センター、企画政策課(市役所本庁舎2階)、市役所第二庁舎1階受付、情報公開コーナー(市役所第二庁舎6階)、おもな市内公共施設、市ホームページ

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

■市では、3月6日に食育推進会議から市長に答申された内容を尊重し、食育を総合的かつ計画的に推進するため、同計画(平成29～33年度)を策定しました。

平成29年度市民公募パブリックコメントを予定している審議会・施策等

今年度の委員募集・パブリックコメント募集の時期等は、左表のとおりです。

なお、このほかにも時期等が未定のため掲載していない審議会・施策等があります

が、委員を募集する審議会等や意見を募集する施策等がある場合は、別途市報などでお知らせします。

審議会・施策の内容等は、直接、担当課にお問い合わせください。

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

企画政策課企画政策係(☎042-1387-9800)

夜間納税窓口を開設

4月11日(火)～14日(金)、いずれも午後8時まで

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市・都民税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税

※事情により一度に納めることが困難な方は、ご相談ください

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

夜間入口詳細図

から入り、エレベーターをご利用ください

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)

市役所第二庁舎3階 ※東側職員通用口(下図)